

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和4年5月31日(火) 開会 午後 2時 閉会 午後 4時
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長職務代理者 岸本 昇
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 井川 洋二 2番委員 岸本 昇 3番委員 天羽 俊文 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 原田 和彦 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 品山 昌美 13番委員 植田美恵子 14番委員 廣瀬 長市 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良昭 18番委員 政岡 茂</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>2番委員 安廣 貴明 3番委員 佐野 泰弘 4番委員 宮本 隆美 5番委員 谷野 勝 6番委員 桑野 欣伸 7番委員 宮崎 学 8番委員 中川 敏明 9番委員 増井 孝重 10番委員 安洲 和子 13番委員 坂東 賢二 15番委員 笹田 孝 16番委員 浦川 昌夫 17番委員 多田 孝</p>
5 欠席者	<p><農業委員></p> <p>19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>1番委員 瀬畑 俊夫 11番委員 松浦 義幸 12番委員 森 政雄 14番委員 兼田 博行 18番委員 朝田 三郎</p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>(全体議案)</p> <p>付議案件</p> <p>第1号議案 今年度の農地利用最適化推進活動の目標について</p> <p>(農地関係議案)</p> <p>付議案件</p> <p>第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第5号議案 非農地証明願の審議について 第6号議案 非農地通知の審議について 第7号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について 第8号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>農地関係報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について 3. 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について

	<ol style="list-style-type: none">4. 農地法第18条第6項の処理について5. 農地の転用制限の例外（法第4条）による届出について6. 農地の転用制限の例外（法第5条）に係る事業計画書の受理について7. 農地であることの証明について8. 地目変更登記に係る照会に対する回答について9. 農地法第3条の許可の訂正について10. 転用許可の訂正について（5条許可）11. 転用許可の取消について（5条許可）
--	---

(開会 午後2時)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は会長職務代理者の岸本委員が務めることとなっております。進行をよろしく申し上げます。

議長 ただ今から、令和4年5月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える18名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号19番市岡沙織委員です。
はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号6番金澤敬治委員と、議席番号16番谷川興一委員の両名を指名します。よろしく申し上げます。

事務局 それでは、第1号議案、農地利用最適化推進活動の目標(案)について説明させていただきます。資料、第1号議案を御覧ください。

先月、説明した内容の具体的な目標数値の設定ということになりますが、先月御欠席の方もおられましたので概要を簡単に説明いたしますと、最初の文章にあるように、農林水産省から農業委員会に対して今回、「通知」という形で示されたということです。内容は、平成28年度から法律で必須業務となりましたこの「最適化活動」について、委員会全体と各委員、推進委員に対して、年度ごとに目標値を設定して評価・公表を行ってください、そしてその評価を行うために活動記録をきちんとつけてください、という内容です。

今回は、示された様式に基づく目標を設定し、公表しなければならないので協議させていただきます。この1ページについては参考資料ですので、説明は3ページの別紙様式1に基づいてさせていただきます。3ページを御覧ください。

この「別紙様式1」というのが示された様式になります。「令和4年度最適化活動の目標の設定等」というものです。

I番の「農業委員会の状況」につきましては、4月1日現在の状況で、農業委員うち認定農業者9人、認定農業者に準ずる者6人等、数値を入れております。ちなみに認定農業者に準ずる者というのは、以前認定農業者であった者や、農業士、農業経営基盤強化法で市町村が定める基本構想で持続的安定的な農業経営の水準に達している者、ということで、つまりは目標の所得に達しているとみられる者というような方でございます。農林水産課が整理をしております。

次に農家・農地等の概要につきましては、今回は2020年の農林業センサスに基づいて記入しております。一番右の表では認定農業者167人、基本構想水準到達者は先ほど説明した方で503人、認定新規就農者は27人ということで、これらは農林水産課から名簿をもらいまして記入をしております。下の耕地面積については、「耕地及び作付け面積統計」に基づいて記入しております。耕地面積は3,070haとなっております。

続いて4ページを御覧ください。4ページからが目標の設定となります。

1最適化活動の成果目標、(1)農地の集積ですが、これは3ページで記載のあった認定農業者等の担い手に、どれだけ農地が集積しているかという現状と課題です。農林水産課から名簿をもらって、農業委員会の台帳システムで面積を調べて算出しました。管内の農地面積(A)は、先ほどの耕地面積3,070haで、これまでの集積面積(B)は889ha、担い手への集積率は29%となっております。課題としては記載のとおりです。②の目標については、目標年度が令和11年度、集積率が67%となっておりますが、これは農業経営基盤強化法に基づく県の基本方針に合致することとなっております。先月、46%と申し上げましたが、これは県全体の平均目標であって、市町村ごとの目標値

にするとのことでありましたので、本市の目標は67%と修正しております。農地面積 3,070ha に対しての67%は、2,057ha となりまして、先程の集積面積 889ha から、あと1,168ha の集積が必要となって、これを11年度までの8年間で達成しようとする、年間146ha の新たな集積が必要となってきます。これを表の中段に記載しており、実現すると集積面積が今年度末に1,035ha となり、集積率が33.7%となる、ということに記載しております。

続いて(2)の、遊休農地の解消でございますが、前年、令和3年度の1号遊休農地は46ha で、緑区分、黄区分の内訳は表のとおりです。②に移りまして、アのa、緑区分の遊休農地については、5年で解消する目標とし、ただし狭小地や傾斜地など農地として利用することが困難な農地を除くことができる、とのことですので、これらを除いた19.8ha を5で割って、今年度の緑区分解消目標は4ha となります。そして、次のb、黄区分については、県・市・中間管理機構等と連携し、遊休農地の解消のための工程表を策定することを目標として設定することとなっておりますので、そう記載しております。また、イについては前年度に新規発生した遊休農地1ha を今年度に全て解消することを目標にすることとなっておりますので、そうしています。次のページに移ります。

(3)新規参入の促進については、①で令和元年度から3年間の実績を記載しております。また、②の目標の表には、平成28年度から平成30年度の利用権や3条許可での権利移動面積が記載されておりますが、この3年平均の権利移動の面積の1割以上の面積について、新規参入者に対する貸付け等を行うことに対する同意を得た農地をとりまとめて公表する、ということを目指していただき、ということで、目標は31.4ha になります。

続いて、大きな2番、最適化活動の活動目標ですが、(1)委員等の活動日数の目標については、先月、国や全国農業会議所の考え方に基ついて、月に10日を目標に考えていると言いましたが、全国的に必ずしも10日を設定しているというわけでもないことや、先月の総会での御意見を勘案し、7日とさせていただいております。なお、先月に引き続き申し上げますが、この1日というのは8時間換算であったりする1日ではなくて、関連する活動を少しでもしたら、1日と換算できること、また、家から田圃までの地域の圃場を注意深く観察し、無事を確認した、というような見回り確認でもOKです。県農業会議からは、目標値として最低5日以上、できれば10日にしてほしいと言われましたが、数字が出るとやはり皆さん気になるようですので、少し無理のない方向で修正させていただきました。そして、これはあくまでも目標です。ノルマではありませんので、できる範囲で地域の見回りや農業者の相談にのっていただくなど、無理なく活動いただけたらと思います。

(2)につきましては、活動強化月間ということで、記載の地区相談を行う月の6月、農地利用意向調査の未回答者への聞き取りを行う期間である10月、また、人・農地プラン地域座談会が行われる1月、の3か月を強化月間に設定します。

(3)の新規参入相談会への参加目標については、県・市等が開催する新規参入フェアに1名以上が参加することが目標の基準になります。ただ、県・市は現在開催予定なしであり、県農業会議が「徳島ビジネスチャレンジメッセ」というイベントにブースを出すことを考えているようですが、本市は6月開催の地区相談会で新規参入の相談も受け付けることから、これを位置づけることとしております。

以上で様式に基づく説明は終わります。なお、事前に県の農業会議には見ていただいており、問題なしと内諾を得ております。

議決いただきましたら、2ページのスケジュールに基づいてインターネットや関係機関への通知により目標の公表を行うこととなります。第1号議案についての説明は以上です。

議長 　　ただ今の説明につきまして、御意見、御質問等はありませんか。

笹田推進委員 　集積率とは、具体的にどういうことなんですか。

委員

事務局 　集積率とは、地域の農地のうち担い手、認定農業者だったり認定新規就農者だったり基本構想水準到達者だったりする人がどれだけ耕作しているかを表す率です。そういう人たちの所有面積と借入面積、要は耕作面積が地域の農地面積に対してどれだけあるかという率です。

笹田推進委員 　耕作できているところを集積面積ということですか。

委員

事務局 　そうです。

笹田推進委員 　遊休農地で緑区分と黄区分はどう違うんですか。

委員

事務局 　1ページの②を見てもらっていいですか。いつも農地/パトで遊休農地を見てもらってますが、緑区分というのは草刈り程度で耕作が始められるような状態のもの、黄区分というのは基盤整備を必要とするような状態のものになります。

笹田推進委員 　ありがとうございました。

委員

議長 　他にありませんか。御発言がないようですので、採決いたします。本案件につきまして、事務局案を令和4年度の目標とすることで、よろしいでしょうか。

全委員 　異議なし

議長 　それでは、そのように取り計らいます。ここで、この議案に関連して、事務局からお話があるようですので、よろしくをお願いします。

事務局 　今回、記録簿の記帳をお願いしましたが、続きそうでしょうか。様式とかで御意見ありますか。

現在、事務局で把握できる現地調査なり、面談、また電話等での関連のやりとりは記録して、皆様の記録に書き漏れがあった場合に補完しますとともに、まず4、5月は総会に出席していただいたら実績1日とさせていただきます。また、今後は総会の時に少し時間を設けて、貸借希望リスト等も含めて最適化活動についての情報交換の場とするなど、総会に参加すれば活動1日となるようにしたいと思っています。この辺を踏まえて、何か御意見、御要望等ありましたら教えてください。

議長 　ただいまの件について、何か御意見等はありませんか。

笹田推進委員 　なぜ急に今更ながらこういう記録をしなければならなくなったのか理由を教えてください。

事務局 国の話になるのですが、規制改革の内部の協議会で、農業委員会の活動が見えないということで、そこで目標とかを定めて公表とかもして活動記録簿も書いていただいて、ちょっと今年度と来年度の2年間は活動の記録とかを明らかにしてこれで農業委員会の在り方とかをもう一度再検討したいみたいな話があって、急に国の方から言ってきたということでもあります。

笹田推進委員 農業委員は何も仕事をしていないから、仕事をしろということですか。

事務局 仕事をしていないというよりは、しているということをちゃんと証拠を持って農林水産省も公に示したいのだろうと思います。

議長 引き続き、農地関係議案に移りますが、準備等がございますので10分程度休憩とさせていただきます。なお、当番推進委員と地区審査該当推進委員以外の推進委員さんにつきましては、ここで御退席いただいてもかまいません。お疲れ様でした。3時30分に再開します。

(再開 午後3時30分)

議長 それでは総会を再開します。これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いたします。では、第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページをお開きください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与で、農地3筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後78aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後186aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後80aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後35aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

続いて2ページを御覧ください。5番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のための売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後210aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地5筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後251aに至り、譲受人は対象地におい

て、水稻の栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後177aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

8番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のための売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後63aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

続いて3ページを御覧ください。9番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のための売買で、農地3筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後75aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

第2号議案は以上9件で、対象地は、田10,316㎡、畑2,312㎡、計12,628㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、御説明します。議案書4ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は所有する農地を、特定の複数人に貸す露天貸駐車場及び自己が使用する露天駐車場に転用するものです。しかし、申請地はすでに転用行為が行われていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。本案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準において、許可要件を満たしているものと思われれます。

第3号議案は以上1件で、地目は、田のみ644㎡、転用目的の内訳は、駐車場・資材置場です。以上、御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第3号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、本案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案については本案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。
1番案件から説明します。議案書5ページを、御覧ください。1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、専用住宅に転用するものです。
2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、専用住宅及び住宅用倉庫に転用するものです。
3番の申請地は、集団農地でかつ高性能農業機械による営農に適した甲種農地ですが、不許可の例外規定である既存施設の拡張に該当し、また、農地を分断する恐れはありません。譲受人は、土木工事業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。
4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、自身が代表取締役となっている土木会社に貸し出す露天貸駐車場・重機置場に転用するものです。
5番と6番は、譲受人が同一であるため併せて説明します。申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、医療機器の製造・販売業を営んでおり、所有権を移転し、露天駐車場に転用するものです。
以上の案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、資材置場及び駐車場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、農地区分が甲種農地である3番案件と転用規模が大規模である5番と6番案件については地区審査を実施しました。
第4号議案についての説明は以上で、地目は、田のみ3,930.28㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地744.28㎡、駐車場・資材置場3,186㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、3番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の野口委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

野口委員 今月19日の午後2時より、3番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、私と佐野推進委員、宮本推進委員の3名と転用者側1名、事務局2名の6名です。申請対象の農地は、方上町切戸にあり、甲種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天資材置場に転用しようとするものです。造成については、良質の山土を用いて転圧を実施します。排水については、雨水のみであり、地下浸透で処理することと、地元土地改良区からの意見書及び排水同意書が提出されています。
結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、勝占地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして5番から6番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の細川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

細川委員 今月18日に5番と6番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、植田委員と廣瀬委員、笹田推進委員と私の4名と事務局2名、転用者側1名にな

ります。申請対象の農地は、川内町平石若宮にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天駐車場に転用するものです。造成については、最大で80cmほど盛土し、周囲には擁壁を新設します。排水については、雨水のみであり、敷地の中央に側溝を設け、隣接する水路に排水するとのことと、地元土地改良区からの意見書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、川内地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第4号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案は、全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第5号議案、非農地証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、非農地証明願について御説明いたします。議案書7ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。対象地は、平成4年ごろに居宅を建築したもので、現在も住宅として利用しているとのことと。1番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成8年4月13日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第5号議案は1件で、対象地は畑のみ324㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第5号議案の非農地証明願については、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。

続きまして、第6号議案、非農地通知の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、非農地通知について御説明いたします。議案書8ページを御覧ください。

1番は、勝占地区で、5月11日に地元委員さん4名と事務局職員2名、所有者の関係者2名で現地の確認をしております。

2番は、加茂名地区で、5月13日に地元委員さん2名と事務局職員2名、所有者の関係者4名で現地の確認をしております。

3番は、入田地区で、5月17日に地元委員さん2名と事務局職員2名、所有者の関係者3名で現地の確認をしております。

全ての対象地は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺は、山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われれます。

第6号議案は、以上3件で、対象地は、田947㎡、畑657㎡、合計1,604㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第6号議案の非農地通知については、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案については、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

続きまして、第7号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について、を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について御説明します。議案書9ページを御覧ください。

1番は、耕作を継続しております。

2番は、一部に分筆し、徳島市に寄付された箇所もございますが、それ以外の農地については、耕作を継続しております。

第7号議案は以上2件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田7,281㎡、畑208㎡、合計7,489㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第7号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第7号議案については全案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第8号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第8号議案、農用地利用集積計画について御説明します。議案書10ペー

シをお開きください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われます。今月は新規設定が16件、再設定が9件で合計25件となっており、そのうち、賃貸借権が10件、使用貸借権が15件となっております。なお、13番案件について、利用権を受ける者が、新規就農であったため、新規就農面談を実施しました。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から4番が多家良地区4筆・4件、5番が八万地区4筆・1件、6番から8番が上八万地区9筆・3件、9番が入田地区2筆・1件、10番が不動地区3筆・1件、11番から14番が川内地区8筆・4件、15番から19番及び22番が国府地区11筆・6件、23番、24番が南井上地区8筆・2件、20番、21番及び25番が北井上地区5筆・3件となっております。利用権設定については以上で、田26筆・36,465㎡、畑28筆・30,485㎡の合計54筆・66,950㎡となります。第8号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、13番案件の新規就農面談に参加していただいた、川内地区の細川委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

細川委員 5月18日の午前9時30分から13番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は植田委員と廣瀬委員、笹田推進委員と私の委員4名と譲渡人側1名、事務局2名の7名です。

譲受人の法人の代表は高齢の両親の跡を継ぐため、5年前に新規就農し、両親とともに農業に従事してきたところですが、今後の事業継承の円滑化や経営面での安定を図るため、今年1月に会社を設立し、法人化したところです。なお、今年3月に農地所有適格法人の資格も取得しています。今後、会社としては、水稻及びカリフラワーに関して圃場の拡大を行い安定した生産を目指すとともに、ハウスレンコンに関しては、両親経営分を継承し、面積を維持しつつ品質、収量の向上を目指していくことです。法人としては新規就農となりますが、個人としては農業経験もあり、また社員として農業経験が長く、知識も豊富な両親もいることから、今回の利用権設定については、就農計画等に問題はなく、川内地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。新規就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第8号議案の農用地利用集積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第8号議案については全案件を承認することに決定いたしました。引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。議案書14ページを御覧ください。
1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。

3件受理しました。

15ページを御覧ください。2番は、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出についてです。6件受理しました。

16ページを御覧ください。3番は、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。18ページに渡り15件受理しました。

19ページを御覧ください。4番は、農地法第18条第6項の処理についてです。3件受理しました。

20ページを御覧ください。5番は、農地の転用制限の例外、農地法第4条による届出についてです。2件受理しました。

21ページを御覧ください。6番は、農地の転用制限の例外、農地法第5条に係る事業計画書の受理についてです。2件受理しました。

22ページを御覧ください。7番は、農地であることの証明についてです。2件証明しました。

23ページを御覧ください。8番は地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。2件回答しました。

24ページを御覧ください。9番は農地法第3条許可の訂正についてです。1件訂正しました。

25ページを御覧ください。10番は転用許可の訂正についてです。1件訂正しました。

26ページを御覧ください。11番は転用許可の取消についてです。1件取消しました。

報告事項の説明については以上です。

議長

報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。

それでは、御意見がないようですので、以上をもちまして、令和4年5月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。